

# 公益社団法人新潟県畜産協会畜産安心ブランド生産農場認定要領

(平成17年 9月27日 制定)  
(平成20年11月20日一部改正)  
(平成22年10月 1日一部改正)  
(平成23年 4月 1日一部改正)  
(平成26年 4月 1日一部改正)  
(平成29年 4月 1日一部改正)  
(令和 2年 4月 1日一部改正)

## (目的)

第1条 この要領は、安全・安心な畜産物を求める消費者ニーズに対応して、健康な家畜を飼育し、安全な畜産物を供給するため、HACCP方式の考え方に基づく衛生管理手法を導入した家畜生産農場を畜産安心ブランド生産農場として認定し、もって、県産畜産物の有利販売、生産拡大に資するため、必要な事項を定める。

## (認定の定義)

第2条 この要領において「認定」とは第7条に基づき申請された生産農場について、第5条の基準（以下「認定基準」という。）に適合することを、公益社団法人新潟県畜産協会会長（以下「協会長」という。）が認めることをいう。

## (認定対象)

第3条 認定の対象は新潟県内に所在する畜産農場とする。  
2 飼養家畜及び認定農場の名称は以下のとおりとする。  
(1) 乳用牛：クリーンミルク生産農場  
(2) 肉用牛：クリーンビーフ生産農場  
(3) 豚：クリーンポーク生産農場  
(4) 採卵鶏：クリーンエッグ生産農場  
(5) 肉用鶏：クリーンチキン生産農場

## (認定事業期間)

第4条 平成17年度から令和2年度の16年間とする。

## (認定基準)

第5条 畜産安心ブランド生産農場の認定基準は、次のとおりとする。  
1 家畜伝染病予防法に定める飼養衛生管理基準を守っていること。  
2 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に定める規格どおりに飼料を給与していること。

- 3 薬事法に定める動物用医薬品の使用基準を守っていること。
- 4 各種衛生検査データのフィードバックを受けていること。
- 5 第6条の委員会で策定した認定基準に適合していること。

(畜産安心ブランド認定委員会)

第6条 協会長は畜産安心ブランド生産農場認定制度を円滑に運営するため、畜産安心ブランド認定委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

- 2 委員会の組織、運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(認定の申請)

第7条 認定を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、別に定める申請書に必要書類を添えて、協会長に申請しなければならない。

(申請内容の審査)

第8条 第7条の申請があったときは、協会長は第6条の委員会を開催し、認定基準との適否について委員から意見を聞き、内容を審査するものとする。

- 2 審査に当たり、委員会は必要に応じて現地調査を実施する。

(認定証の交付)

第9条 協会長は、第8条の審査の結果、認定基準に適合すると認めるときは、申請者に認定した旨通知するとともに、別に定める認定証を交付する。

- 2 協会長は、第8条の審査の結果、認定基準に適合しないと認めるときは、申請者に理由を付して認定しない旨通知する。
- 3 協会長は、第8条の審査結果について、県知事に報告するものとする。
- 4 認定証の交付を受けた者は手数料を納入するものとし、額については協会長が別途定めるものとする。

(認定の有効期間)

第10条 認定の有効期間は設けない。

(認定されたものの責務)

第11条 第8条により認定された申請者（以下「認定農家」という。）は、認定基準に即した飼養管理をしなければならない。

- 2 認定農家は生産管理記録（生産履歴）を整備しなければならない。
- 3 認定農家は協会長の求めに応じ、生産履歴等を提出しなければならない。

(認定農場の検査)

第12条 協会は家畜保健衛生所及び管理獣医師の協力を得て認定農場の飼養管理を検査し、認定基準との適合状況の把握に努めなければならない。

(認定の取り消し)

第13条 認定農家は、認定基準に適合しない状況が生じた場合は、速やかに認定の取り下げ申請を協会長に行わなければならない。

2 協会長は、1の申請があったとき、又は第12条の検査等結果から協会長が基準に適合しなくなったと判断したときは認定を取り消し、申請者又は認定農家にその旨通知する。

(認定農場の公表)

第14条 協会長は、認定農場の最新の名簿を本人の同意を得たうえで、協会のインターネットホームページに随時掲載する。

(会計)

第15条 認定事業に要する経費は次のものをもって充てる。

- 1 補助金
- 2 認定農家手数料
- 3 自己資金

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、協会長が別に定めるものとする。

附則 この要領は、平成17年 9月27日から施行する。

附則 この要領は、平成20年11月20日から施行する。

附則 この要領は、平成22年10月 1日から施行する。

附則 この要領は、平成23年 4月 1日から施行する。

附則 この要領は、平成26年 4月 1日から施行する。

附則 この要領は、平成29年 4月 1日から施行する。

附則 この要領は、令和 2年 4月 1日から施行する。

## 畜産安心ブランド生産農場認定要領の協会長が別途定める事項

- 1 認定手数料  
要領第9条の4項で定める手数料の額は、15,000円とする。
- 2 宣伝内容等の事前協議  
認定を受けた農場が、畜産安心ブランド生産農場であることを宣伝に使用する場合は、協会長と宣伝内容等を事前に協議すること。
- 3 協会長が定めた畜産安心ブランド生産農場認定マークの使用について
  - (1) 畜産安心ブランド生産農場は、協会長が定めたマークを宣伝等に使用することができる。
  - (2) 生産物（商品）にマークを使用する場合は、認定農場（グループ）と流通加工業者等との間で、確認書を交わし、その写しを協会長に提出すること。
    - ① 確認書の内容
      - ア マークは認定農場の生産物のみに使用する旨の記載
      - イ 販売店舗の名称及び住所の一覧
  - (3) 畜産安心ブランド生産農場認定マークを使用する場合は、マーク外に必ず「新潟県畜産協会認定」の文字を挿入すること。
- 4 認定されたものの責務

要領第11条に基づき、認定農家は協会長の求めに応じ、毎年1回、家畜保健衛生所を經由して飼養衛生管理実施状況申告書を提出しなければならない。